

○ 招 集 告 示

住田町告示第35号

第1回住田町議会臨時会を次のように招集する。

令和5年9月20日

住田町長 神 田 謙 一

1 期 日 令和5年10月2日

2 場 所 住田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	金野千津君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	瀧本正徳君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	水野正勝君	12番	佐々木春一君

不応招議員（なし）

令和5年第1回住田町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和5年10月2日(月)午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

1番	金野千津君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	瀧本正徳君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	水野正勝君	12番	佐々木春一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君

その他議場に出席した者の職氏名

教 育 長	松 高 正 俊 君	農業委員会会長	松 田 秀 樹 君
選挙管理委員長	泉 田 静 夫 君	監 査 委 員	紺 野 仁 君
		総 務 課 長	
副 町 長	小 向 正 悟 君	兼選挙管理	山 田 研 君
		委員会書記長	
税務課長兼会計管理者	高 萩 政 之 君	企画財政課長	佐々木 淳 一 君
		保健福祉課長	
町民生活課長	鈴 木 絹 子 君	兼地域包括支	千 葉 英 彦 君
		援センター長	
		農政課長兼	
建 設 課 長	横 澤 広 幸 君	農業委員会	菊 田 賢 一 君
		事 務 局 長	
林 政 課 長	佐々木 暁 文 君	教 育 次 長	多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	菅 野 享 一	係 長	高 橋 京 美
書 記	澤 村 一 輝	書 記	菅 野 甲 設

開会 午前10時00分

○事務局長（菅野享一君） 事務局長の菅野です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の佐々木初雄議員をご紹介します。

[年長議員 議長席着席]

○年長議員（佐々木初雄君） ただいま紹介されました佐々木初雄です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

◎ 開会の宣告

○年長議員（佐々木初雄君） ただいまから令和元年第1回住田町議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎ 開議の宣告

○年長議員（佐々木初雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎ 仮議席の指定

○年長議員（佐々木初雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎ 議長の選挙

○年長議員（佐々木初雄君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔 議場閉鎖 〕

○年長議員（佐々木初雄） ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

住田町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番、金野千津君、4番、荻原勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔 投票用紙配付 〕

○年長議員（佐々木初雄君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

○年長議員（佐々木初雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔 投票箱点検 〕

○年長議員（佐々木初雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔 事務局長「議席番号と氏名」点呼・投票 〕

○年長議員（佐々木初雄君） 投票漏れはありませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

○年長議員（佐々木初雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番、金野千津君、4番、荻原勝君、開票の立ち会いをお願いします。

〔 開票 〕

○年長議員（佐々木初雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票なしです。

有効投票のうち、佐々木春一君7票、阿部祐一君5票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、佐々木春一君が議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○年長議員（佐々木初雄君）

ただいま、議長に当選された佐々木春一君が議場におられます。
住田町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。
佐々木春一君、議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

[議場登壇・就任挨拶]

○議長（佐々木春一君）

ただいま議員よりご支持をいただき、議長の重任を担うこととなりました佐々木春一であります。地方議会に課せられております団体の意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く聴取し、議案審議、政策立案、行財政の監視、調査・研究などに努める覚悟であります。町民の皆様、町当局の職員、議員各位の変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、議長就任の挨拶といたします。

○年長議員（佐々木初雄君）

議長、議長席にお付き願います。
これで、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。
議長が議長席に着くまで、暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

令和5年第1回住田町議会臨時会

議事日程（第2号）

令和5年10月2日（火）午前10時00分開会

- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 気仙広域連合議会議員の選挙
- 日程第10 大船渡地区環境衛生組合議会議員の選挙
- 日程第11 大船渡地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第12 岩手沿岸南部広域環境組合議会議員の選挙
- 日程第13 町政執行に関する基本方針演述
- 日程第14 議案第1号
監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第15 議案第2号
滝観洞観光センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- 日程第16 議長の常任委員の辞任について
- 日程第17 閉会中の継続調査申出（総務教民常任委員会）
- 日程第18 閉会中の継続調査申出（産業経済常任委員会）
- 日程第19 閉会中の継続調査申出（広報編集常任委員会）
- 日程第20 閉会中の継続調査申出（議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

再開 午前10時22分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

◎ 諸般の報告

○議長（佐々木春一君） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木春一君） 町長より、行政報告があれば、発言を求めます。

[「なし」という人あり]

○議長（佐々木春一君） 教育委員会より、行政報告があれば、発言を求めます。

[「なし」という人あり]

○議長（佐々木春一君） これで諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木春一君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、住田町議会会議規則第118条の規定によって、1番、水野正勝君、2番、金野千津君を指名します。

◎ 会期の決定

○議長（佐々木春一君） 日程第4、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎ 副議長の選挙

○議長（佐々木春一君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔 議場閉鎖 〕

○議長（佐々木春一君） ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

住田町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番、金野千津君、4番、荻原勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔 投票用紙配付 〕

○議長（佐々木春一君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔 投票箱点検 〕

○議長（佐々木春一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔 事務局長「議席番号と氏名」点呼・投票 〕

○議長（佐々木春一君） 投票漏れはありませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番、金野千津君、4番、荻原勝君、開票の立ち会いをお願いします。

〔 開票 〕

○議長（佐々木春一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票なしです。

有効投票のうち、水野正勝君5票、佐々木信一君4票、村上薫君3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、水野正勝君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔 議場開鎖 〕

○議長（佐々木春一君） ただいま、副議長に当選された水野正勝君が議場におられます。

住田町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

水野正勝君、副議長当選承諾及びあいさつをお願いします。

〔 副議長登壇・就任挨拶 〕

○副議長（水野正勝君） 副議長に選任いただきました、水野正勝であります。

ただ今行われました副議長選挙におきまして、議員の皆様方より、沢山のご支持、お力添えを賜りましたこと、まずもって、厚く御礼申し上げます。

議員の皆様より専任いただきましたことは、誠に身に余る光栄であり、副議長という責務の重大さに身の引き締まる思いであります。

今任期では、町の発展と町民のより良い暮らしを実現していくためにも、より一層精進に努め、議長と一体となって五年後、十年後も見据えたより良い議会運営、議会改革に取り組ませていただければと考えております。

引き続き、皆さま方からの変わらぬご指導、ご鞭撻、ご雄協力をいただきますようお願いを申し上げます、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

〔 副議長降壇 〕

○議長（佐々木春一君） ここで、議席表配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時47分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

◎ 議席の指定

○議長（佐々木春一君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、住田町議会会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

議席移動のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 常任委員の選任

○議長（佐々木春一君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、住田町議会委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任いたしました常任委員の方々に申し上げます。

次の休憩中に委員会を招集いたしますので、それぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行っていただきます。改めて通知は差し上げませんので、ご了承願います。

なお、委員会の場所は、総務教民常任委員会は生活改善センター研修室、産業経済常任委員会は議員控室、広報編集常任委員会は総務教民常任委員会及び産業経済常任委員会終了後議員控室といたします。

互選の結果について報告願います。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時31分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務教民常任委員長、荻原勝君、副委員長、阿部祐一君。

産業経済常任委員長、佐々木信一君、副委員長、高橋靖君。

広報編集常任委員長、水野正勝君、副委員長、荻原勝君

以上です。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時38分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

◎ 議会運営委員の選任

○議長（佐々木春一君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、住田町議会委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任いたしました議会運営委員の方々に申し上げます。

次の休憩中に委員会を招集しますので、正副委員長の互選を行っていただきます。

改めて通知は差し上げませんので、ご了承願います。

なお、委員会の場所は議長室といたします。

互選の結果について報告をお願いします。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時46分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

議会運営委員長、林崎幸正君、副委員長、瀧本正徳君。

以上です。

◎ 気仙広域連合議会議員の選挙について

○議長（佐々木春一君） 日程第9、気仙広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

気仙広域連合議会議員に、村上薫君、高橋靖君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました村上薫君、高橋靖君を気仙広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました村上薫君、高橋靖君の2名が、気仙広域連合議会議員に当選されました。

村上薫君、高橋靖君が議場におられます。

住田町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎ 大船渡地区環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（佐々木春一君） 日程第10、大船渡地区環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大船渡地区環境衛生組合議会議員に、佐々木信一君、金野千津君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました佐々木信一君、金野千津君を大船渡地区環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました佐々木信一君、金野千津君の2名が大船渡地区環境衛生組合議会議員に当選されました。

佐々木信一君、金野千津君が議場におられます。

住田町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎ 大船渡地区消防組合議会議員の選挙

○議長（佐々木春一君） 日程第11、大船渡地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大船渡地区消防組合議会議員に、阿部祐一君、荻原勝君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました阿部祐一君、荻原勝君を大船渡地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました阿部祐一君、荻原勝君の2名が、大船渡地区消防組合議会議員に当選されました。

阿部祐一君、荻原勝君が議場におられます。

住田町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎ 岩手沿岸南部広域環境組合議会議員の選挙

○議長（佐々木春一君） 日程第12、岩手沿岸南部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員に、林崎幸正君、菊池孝君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました林崎幸正君、菊池孝君を岩手沿岸南部広域環境組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました林崎幸正君、菊池孝君の2名が、岩手沿岸南部広域環境組合議会議員に当選されました。

林崎幸正君、菊池孝君が議場におられます。

住田町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎ 町政執行に関する基本方針演述

○議長（佐々木春一君） 日程第13、町政執行に関する基本方針演述を行います。

町長 神田謙一君。

[町長 神田謙一君登壇]

[町政執行に関する基本方針演述一省略]

○議長（佐々木春一君） これで、町政執行に関する基本方針演述を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時29分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

◎ 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐々木春一君） 日程第14、議案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木春一君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第1号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてご説明を

申し上げます。

ただ今事務局が朗読いたしましたように、監査委員の選任に関し同意を求めるもので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の議員の中から選任する監査委員として、菊池孝氏の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、同僚議員でございますので、皆様既に十分承知のとおりでございますが、平成15年から住田町議会議員としてご尽力を頂いている方でございます。

監査委員として、経験、力量ともに適任でございますので、選任へのご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。発言を許します。

〔 発言する人なし 〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔 発言する人なし 〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔 発言する人なし 〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

◎ 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐々木春一君） 日程第15、議案第2号 滝観洞観光センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

農政課長、菊田賢一君。

○農政課長（菊田賢一君） 議案第2号、滝観洞観光センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて提案理由を説明いたします。

滝観洞観光センターは、今年度新たに施設整備を行い、滝観洞の観光施設の拠点として、情報発信、交流人口増として、賑わい創出等の観光振興を図ろうとするものです。

運営につきましては、民間活力により、施設の設置目的をより効果的に且つ効率的に達成するため、指定管理者制度を導入し、運用を図ろうとするものです。

指定管理者の公募につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき行っております。

公募の結果、一社から申請があり、指定管理者候補者選定委員会における審査におきまして、設置目的に合致した管理運営を行い、交流人口の創出や多くの利用者確保など着実な成果が見込まれること、新たな事業計画についても地域のニーズを取り入れた新しい取り組み計画などの創意工夫が見られ、意欲的な活動が期待できることが評価されたことから、選定された指定管理候補者を指定管理者として、指定しようとするものであります。

施設の名称は、滝観洞観光センター。

指定管理者候補者は、岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢30番地39、住田観光開発株式会社。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。発言を許します。

〔 発言する人なし 〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、滝観洞観光センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 滝観洞観光センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 2時33分

〔 議長 佐々木春一君 退席 〕

再開 午後 2時33分

○副議長（水野正勝君） 再開します。

議長と交代し、副議長が議事を進めます。

◎ 議長の常任委員の辞任について

○副議長（水野正勝君） 日程第16、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり、議長から住田町議会先例集103により、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○副議長（水野正勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

[議長 佐々木春一君 復席]

再開 午後 2時39分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

◎ 閉会中の継続調査申出（総務教民常任委員会）

○議長（佐々木春一君） 日程第17、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務教民常任委員会委員長より、住田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎ 閉会中の継続調査申出（産業経済常任委員会）

○議長（佐々木春一君） 日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

産業経済常任委員会委員長より、住田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎ 閉会中の継続調査申出（広報編集常任委員会）

○議長（佐々木春一君） 日程第19、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

広報編集常任委員会委員長より、住田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎ 閉会中の継続調査申出（議会運営委員会）

○議長（佐々木春一君） 日程第20、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長より、住田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣言

○議長（佐々木春一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第1回住田町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員